

案件

枚方市指定管理者制度における外部評価の導入について

行革推進課

1. 政策等の背景・目的及び効果

現在、指定管理者制度導入施設においては、制度の導入効果が最大限に発揮されるよう、当該施設の管理運営状況について指定管理者及び所管部署によるモニタリングを実施し、管理状況の改善や市民サービスの質の一層の向上を図っているところです。

今回、このモニタリングについてより適正を期すため、客観的な視点も取り入れることを目的に、新たに外部有識者による評価（以下「外部評価」という。）を導入するものです。

2. 内容

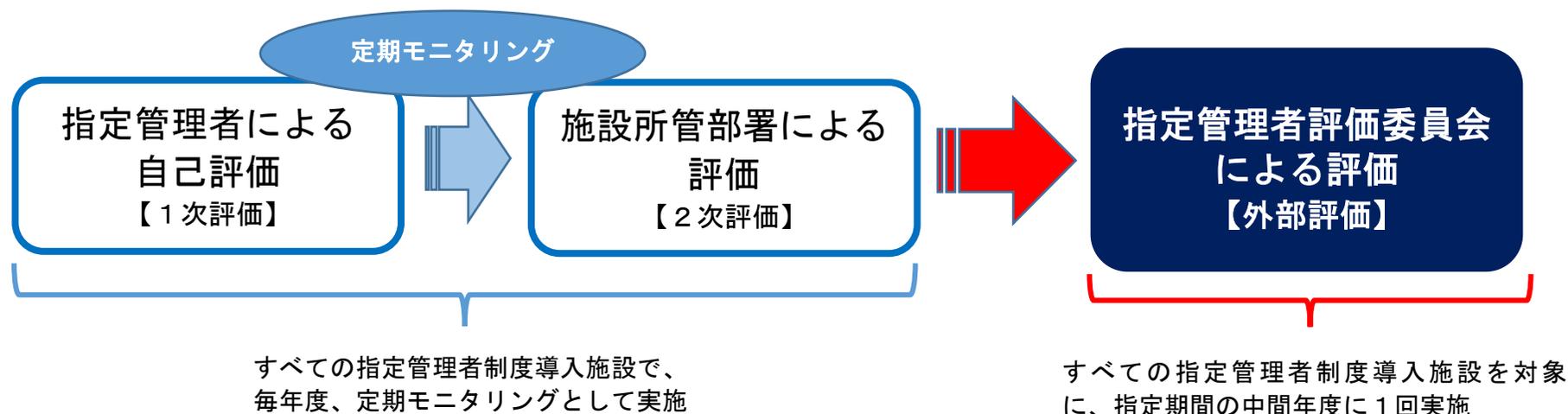
（1）外部評価の対象施設

すべての指定管理者制度導入施設を対象とします。

(2) 外部評価の実施時期等

- ① 指定の期間に1回実施することを原則とします。
- ② 指定の期間の中間年度に実施することを基本とします。

(3) 評価の段階



3. 実施時期等

令和5年(2023年)3月

- ・ 定例月議会に「枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」一部改正案を提出
- ・ 「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」を改訂

令和5年(2023年)4月以降

- ・ 外部評価の運用を開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進 3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法（第244条の2）

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 9 5 千円

支出内訳 枚方市指定管理者評価委員会に係る委員報酬：9 5 千円
(9.5千円×2回×5人×1施設)

《財 源》 一般財源：9 5 千円